

大阪府と株式会社明治との大阪府庁舎本館活用推進に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社明治（以下「乙」という。）は、大阪府庁舎本館の文化的価値の発信や魅力向上に向けた活用推進に関する取組（以下「本取組」という。）を相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、本取組を通じて、府民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）大阪府庁舎本館ライトアップに関する事
- （2）大阪府庁舎本館竣工100周年記念に関する事
- （3）その他、大阪府庁舎本館活用の推進に関する事

2 実施時期、実施方法その他、具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、この協定の締結日より令和8年12月31日までとする。なお、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定期間の延長を申し出た場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができるものとする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年2月19日

甲：大阪府

大阪府知事 吉村 洋文

乙：大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号

株式会社 明治

執行役員 関西支社長 黒田 充